

Gruezi



Schweizerisch-Japanische Zeitung スイスと日本を結ぶ生活情報・交流紙

編集 Intercultura A.NOJIMA

編集責任 Atsushi NOJIMA

連絡先 Bahnhofstrasse 71

CH-6460 Altdorf (スイス)

Tel +41 (0)79 731 32 82

E-mail : ap.nojima@bluewin.ch

www.intercultura-gruezi.ch

国籍はく奪条項違憲訴訟、いよいよ違憲性が最高裁で問われる！

2018年3月9日、スイス、フランス、リヒテンシュタイ在住の男女8人(原告代表 野川等氏)が、国籍法第11条1項の規定の違憲性を争う提訴をして以来、『グリエツィ』では、その重要性に鑑み、ほぼ毎号、裁判の進捗状況やこの訴訟を起こした原告への支援を呼びかけてきた。

裁判は、途中Covid-19の影響で大幅に遅延したものの、2021年1月21日に第一審(東京地方裁判所)で原告の訴えを退ける判決が言い渡された。そして、第二審(東京高等裁判所)でも、今年2月21日に、第11条1項について、一審判決を追認する不当判決が出された。

しかし、判決内容を詳細に見ていくと、一審、二審の判決には大きな差があり、原告弁護団は、二審判決を一定の勝利と判断している。

本訴訟は、当初から国籍法第11条1項の違憲性が争われることから、最高裁にまでいかざるを得ないと考えられてきた。

高等裁判所の判決を受け、原告弁護団は最高裁判所への上告を決定し、今後、最高裁で憲法問題として、真正面から争われることになる。

『グリエツィ』誌では、第一審、第二審を振り返りながら、最高裁での訴訟の意義や原告団、原告弁護団の思いや決意を紹介していく。

【提訴の発端】

スイス・バーゼル在住の野川氏は、2013年12月大使館領事班の責任者(当時)からスイス国籍か日本の国籍のどちらかを選択するよう、突如、電話で迫られた。それが決まりなら、しかたがないと心に決め、スイス国籍を選ぶことにした。必要書類を準備して、クリスマス・イブに大使館に向向いたが、当の責任者は不在で、対応した職員が出てきたのが、「国籍喪失届け」だった。そのことに違和感を覚えた野川氏は、その場で手続きを完了しないまま、大使館を後にした。2015年4月に至り、「追完(補正)催告書」という書面が送付されてきた。ところが、重要な文書であるにもかかわらず、その書面は書留でもなく年号の記載もない

上、大使が通常使う「特命全権大使」という肩書きでなく、「在スイス大使」と簡略すぎる肩書きが使用されていて奇異に感じた。野川氏は、当時の大使に会う機会があり、この書面に署名したかと直接尋ねたところ、「署名したことはない」との返事。何か、個人的に狙い撃ちをされているような不審を抱き、それから国籍11条1項について調べ始めることになった。野川氏は、「外国籍を取ったからといって、なぜ日本国籍を剥奪されなければならないのか、こんな暴力的な法律をそのまましておくのは、世界に羽ばたこうとする日本の子どもたちのためにならない。だれか声をあげる『馬鹿』がないと何も変わらない、何も始まらない」と考え、訴訟に踏み切ることを決断した。

【明治時代の棄民政策の性格を持つ 国籍11条1項】

「国籍法第11条1項 日本国民は、自己の志望によつて外国の国籍を取得したときは、日本の国籍を失う」

今回の提訴で原告側は、上記規定が「幸福追求権」を規定した憲法第13条や、「外国移住の自由」や「国籍を離脱する自由」(裏返して言えば、「離脱しない自由」)を規定している憲法22条2項に違反している違憲の条項であり、「(日本)国民は日本国籍を離脱するか自由に決定することができ、外国籍を取得しても、日本国籍を持つ権利が保障されている」として、国籍法第11条1項の無効性を訴えている。

そもそも、今日の国籍法の土台になったのは、大日本帝国憲法下の1899年に制定された明治国籍法20条に由来する。「日本臣民タル要件ハ法律ノ定ムル所ニ依リ…」とした明治憲法18条の規定を受けて制定されたもの。国家主義的、国益中心主義の発想の上に、棄民政策の一環として作られたのが当時の国籍法であった。

第二次大戦後、日本がポツダム宣言を受諾し無条件降伏して戦争に負けたあと、新しい憲法が制定された。その新憲法には平和主義、主権在民(= 国民主権)、基本的人権という3つの基本理念が高く掲げられた。「臣民」と呼ばれ、「国民」概念さえ存在しなかった旧憲法下の、いわば「19世紀の遺物」とも言える国籍条項が、国民主権を土台にした新憲法のもとで、丸ごと引き継がれてしまったのである。新憲法精神と矛盾する概念が国籍法に持ち込まれたことは、紛れもないことである。

原告代表の野川氏が語り、弁護団事務局の仲間弁護士が『二重国籍と日本』(ちくま新書、2019年、『グリエツィ』第88号2020年新春号「本の紹介」参照)で取り上げている逸話を改めて紹介しよう。野川等氏がよく知る丸紅元副社長の蔵原正昭氏(故人)の語った話だ。

「東京大学の学生だった1950年代初めの頃、東大法学部の仲間たちと憲法と法律について、一升瓶を枕がわりに、夜通し議論する毎日だった。しかし、どんなに議論しても、何のためにあるのかわからなかった条文があった。それが今の国籍法11条1項なのだ」

最高裁判所で争う原告団代表・野川等氏に、最高裁に臨む思いを聞いた。

Q 1: 裁判に訴える上で、野川さんが一番大切だと考えてきたことはなんですか。

野川: 私は人間性の追求だと思いますね。法律を作っている人が、人間について本当に分かっているのか、それがいつも私、疑問なんです。

Q 2: 国籍法第11条1項についての野川さんの想いを語ってください。

野川: 友人が、現行の11条1項で「…日本国籍を失う」となっているのを、「失うことができる」と変えたらいいのでは、と話していたことがあります。私は、達見だと思っています。そういう法律文になれば、自分で選択できるわけですからね。でも、ここまで長年考えてきてね、やっぱり、根本的に国籍11条はない方がいいと思うようになりました。結局、戦後すぐに東大の法学部の学生たちが、毎夜「新しい憲法」について議論する中で、国籍法11条1項になると「なんだろう、これは…?」と壁にぶちあたってしまったという。だから、その頃からおかしいと感じられたんでしょうね。

Q 3: 第一審、第二審を通じて、何が成果だったと考えていますか。そして、今後、最高裁でどんな問題が議論されるべきだと考えていますか。

野川: 一審は門前払いで腹が立ちました。だけでも二審でひっくり返ったのは、嬉しかったですね。

裁判というのは「解釈」なんです。憲法をどう解釈するか、ということです。これからの日本が進んでいくには、今の日本じゃ世界に通用しないんだっていうことを裁判官にわかってもらわないといけないと思うんです。裁判官15人中8人が分かってくれたら勝訴するんですから、そのため力を尽くしていきますよ。

Q 4: 複数国籍問題についての野川さんの想いを教えてください。

野川: 日本では、表向き複数国籍(重国籍)は認められないんです。ところが、現実には、複数国籍の人が世界中に100万人以上いるんです。そんな国、日本しかないですね。

日本という国は、曖昧なんです。国籍選択したあと複数国籍を持てる場合と、自分の意思で外国籍を選択したら日本国籍を失うという矛盾した法体系になっていること、これは「茶番劇」なんです。こんなことしてたら、日本という国は将来性がないと思っています。

